

議案第 77 号

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年小松島市条例第 54 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（7） 特定個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第9号の定義による。

第3条第1項第3号中「及び第9条第2項第6号」を「，第9条第2項第6号及び第10条の2」に改める。

第10条中「又は個人情報ファイル」を「，個人情報ファイル又は特定個人情報ファイル」に改める。

附 則

この条例は，平成27年10月5日から施行する。